


ケース&確認書類で学ぶ

# 相続手続き ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士  
**八木正宣** 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 2 代襲相続が発生するケース

相続人である奥様からご主人の相続預金の名義変更を依頼されました。その際に、お子さんはすでに亡くなっていると聞いたのですが、提出された戸籍はどのように確認すればよいですか。



**相** 続預金の名義変更手続き等では、⑦被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍と、④相続人の現在の戸籍により、相続人の範囲や、「相続届」に記載された相続人が正当な相続人かどうかを確認します。

ただし、本ケースのように相続人である子がすでに死亡していた場合、④に関してはその相続人の出生から死亡までの戸籍を見る必要があります。死亡した相続人に子がいる場合、相続人の地位はその子に引き継がれるからです。戸籍は一定の様式やルールに基づいて作製されており、その見方を理解することが重要です。以下

のようなポイントを押さえて、戸籍の内容を確認しましょう。

**転籍した相続人の戸籍で代襲相続を確認**

⑦被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍  
まず、被相続人が死亡した時点の戸籍謄本（サンプル1）を確認

します。コンピュータ化以降の戸籍謄本は「全部事項証明書」といいます。

①被相続人の死亡  
被相続人の死亡を「除籍」「死亡」の記載で確認します。

②改製事由と改製日  
戸籍事項欄の改製事由の記載は、戸籍のコンピュータ化による

サンプル2●近代一郎さんの戸籍謄本

全部事項証明書	
本籍氏名	栃木県宇都宮市一番町●番地 近代 一郎
戸籍事項	戸籍編製 【編製日】平成19年8月28日
戸籍に記載されている者	【名】 一郎 【父】 近代太郎 【母】 近代花子 【続柄】 長男
除籍	【生年月日】昭和53年4月6日 【配偶者区分】 夫 【父】 近代太郎 【母】 近代花子 【続柄】 長男
身分事項	
死亡	【死亡日】平成28年7月1日 【死亡時分】午後9時30分 【死亡地】栃木県宇都宮市 【届出日】平成28年7月1日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】 次郎 【生年月日】平成20年5月5日 【父】 近代一郎 【母】 近代伸子 【続柄】 長男
以下余白	

編製日を確認し、太郎さんの戸籍から一郎さんが除籍された日との連続性を確認

身分事項の除籍・死亡の記載から一郎さんが平成28年7月1日に死亡していることを確認

一郎さんの子を確認。子が次郎さんしかいないことが分かり、次郎さんが太郎さんの代襲相続人となることを確認

サンプル1●近代太郎さんの戸籍謄本

全部事項証明書	
本籍氏名	東京都中野区東中野●●番地 近代 太郎
戸籍事項	戸籍改製 【改製日】平成18年2月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【父】 近代松男 【母】 近代竹子 【続柄】 長男
除籍	【生年月日】昭和29年3月3日 【配偶者区分】 夫 【父】 近代松男 【母】 近代竹子 【続柄】 長男
身分事項	
出生	【出生日】昭和53年4月6日 【出生地】東京都渋谷区 【届出日】昭和53年4月6日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成19年8月28日 【配偶者氏名】大竹伸子 【新本籍】栃木県宇都宮市一番町●番地
死亡	【死亡日】平成30年3月15日 【死亡時分】午前9時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成30年3月16日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】 花子 【生年月日】昭和29年12月20日 【配偶者区分】 妻 【父】 田中亀雄 【母】 田中鶴子 【続柄】 二女

一郎さんは婚姻により平成19年8月28日に栃木県宇都宮市に新戸籍が作製されていることを確認。一郎さんの現在の状況は新戸籍で確認が必要

除籍・死亡の記載から太郎さんが死亡していることを確認

配偶者の花子さんが健在で相続人であることを確認

除籍された相続人がいないか改製前の戸籍で確認が必要

様式変更（縦書きから横書きに変更）により新たに戸籍が作られたことを表しています。

改製日の平成18年2月5日は、この戸籍が作られた日です。すなわち、この戸籍で証明できるのは平成18年2月5日以降の事項です。それ以前に、一郎さん以外の太郎さんの子が転籍していたら、サンプル1の戸籍に引き継がれていない可能性があります。このことは、被相続人の死亡時点の戸籍から順番にさかのぼって出生までの戸籍で確認します。ここでは、太郎さんに一郎さん以外の子はいないことが確認できたとします。

③配偶者  
サンプル1の戸籍で配偶者の花子さんが健在であり、相続人であることが確認できます。

④子の除籍  
婚姻すると、それまでの戸籍から除籍されて新たな戸籍が作製されます。サンプル1で一郎さんは婚姻により栃木県宇都宮市に戸籍が作製されていることが見て取れます。よって、一郎さんの現在の

**POINT**

- 被相続人の出生から死亡までの戸籍と、相続人の現在の戸籍で正当な相続人を確認
- 相続人である子が死亡している場合は代襲相続人の有無を確認



状況は新しい戸籍で確認する必要があります。

①相続人の現在の戸籍  
サンプル2は、一郎さんの婚姻時に編製された戸籍で、婚姻時から戸籍謄本取得日までを証明するものです。これで一郎さんの現在の状況が確認できます。一郎さんの記載に「除籍」「死亡」があり、一郎さんは平成28年7月1日に死亡したことが確認できます。

一郎さんの相続人としての権利は、子の次郎さんに代襲相続されます。よって、近代太郎さんの相続人は、妻の花子さんと一郎さんの代襲相続人である次郎さんの2人ということになります。